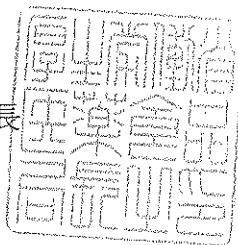


薬食発第0325003号
平成20年 3月25日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長



医療機器の一般的名称の追加について

医療機器の高度管理医療機器、管理医療機器又は一般医療機器の区分等については、薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成16年厚生労働省告示第298号。以下「クラス分類告示」という。）等において定められているところであるが、新たに医療機器が承認されたことから、薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（平成20年厚生労働省告示第110号。以下「改正告示」という。）、薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器の一部を改正する件（平成20年厚生労働省告示第111号）及び薬事法施行規則第九十三条第一項の規定により厚生労働大臣が指定する設置管理医療機器の一部を改正する件（平成20年厚生労働省告示第112号）が平成20年3月25日付けで公布・施行されたところである。

クラス分類告示における各一般的名称の定義等については、平成16年7月20日付け薬食発第0720022号厚生労働省医薬食品局長通知「薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（告示）及び薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（告示）の施行について」により示したところであるが、改正告示等の公布・施行に伴い、同通知の一部を下記のとおり改正するので、御了知の上、貴管下関係業者、団体等に対し周知徹底を図られたい。

なお、本通知の写しを各地方厚生局長、独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、日本医療機器産業連合会会长、在日米国商工会議所医療機器・IVD小委員会委員長、欧州ビジネス協会医療機器委員会委員長及び薬事法登録認証機関



協議会代表幹事あて送付することとしていることを申し添える。

記

1. 改正の内容

平成16年7月20日付け薬食発第0720022号厚生労働省医薬食品局長通知「薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（告示）及び薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（告示）の施行について」の別添CD-ROMの記録内容の一部を次のように改正する。

植込み型末梢神経無痛法用電気刺激装置の項の次に次のように加える。

1068	1183	239	理学療法用器械器具	電子療法用器械器具	71023000 体外衝撃波疼痛治療装置	体外から衝撃波を照射し、疼痛の除去・緩和治療を行う装置をいう。体外式衝撃波装置を除く。	9-①	該当 適当

2. 関係通知の改正

平成17年3月31日付け薬食発第0331008号厚生労働省医薬食品局長通知「医療機器の修理区分の該当性について」の別表の一部を次のように改正する。

喉頭ストロボスコープの項の次に次のように加える。

	1786		71027000	カプセル型撮像及び追跡装置	II	—	—	—
--	------	--	----------	---------------	----	---	---	---

脳血栓破碎用バイブルーションカテーテルの項の次に次のように加える。

1067			44841004	中心循環系塞栓捕捉用カテーテル	IV	—	—	—
------	--	--	----------	-----------------	----	---	---	---

眼科用コンフォーマの項の次に次のように加える。

1065			71028000	内視鏡用粘膜下注入材	III	—	—	—
------	--	--	----------	------------	-----	---	---	---

胃十二指腸用ステントの項の次に次のように加える。

1066			45851000	顎動脈用ステント	IV	—	—	—
------	--	--	----------	----------	----	---	---	---

植込み型末梢神経無痛法用電気刺激装置の項の次に次のように加える。

1068			71029000	体外衝撃波疼痛治療装置	III	該当	該当	G6
------	--	--	----------	-------------	-----	----	----	----

官禁

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

-
- 編集・印刷
独立行政法人国立印刷局
- ## 官報 次
- ### 〔省令〕
- 原子力発電施設解体引当金に関する省令の一部を改正する省令(経済産業二〇)
- ### 〔告示〕
- 除籍が滅失した件(法務一六〇)
 - 日本国に帰化を許可する件(同一六一)
- 社会保障に関する日本国とオランダ王国との間の協定のオランダ王国政
- 府による暫定的な適用に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の書簡の交換に関する件(外務一八三)
- 債務救済措置(債務支払猶予方式)に関する日本国政府と中央アフリカ共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同一八四)
- 南部ストーダンにおける帰還民統合及びホスト・コミュニティ支援のための教育施設建設計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合難民高等弁務官事務所との間の書簡の交換に関する件(同一八五)
- 食糧援助に関する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同一八六)
- 医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療機器の一部を改正する件(同一一二)
- 薬事法施行規則第九十三条第一項の規定により厚生労働大臣が指定する医療機器の一部を改正する件(同一一一)
 - 医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療機器の一部を改正する件(同一一三)
 - 動物用生物学的製剤基準の一部を改

內閣
內閣

内閣府 国家公安委員会 警察部

人事異動

〔國會事項〕

- 土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通三四七）
- 鳥獣保護区を指定した件の一部を改正する件（環境二七、二九）
- 特別保護地区を指定した件の一部を改正する件（同二八、三〇）

官府 割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出關係

諸事項

〔公
告

關議決定等事項

資料

最低工賃の改正決定に関する公示 （福井労働局最低工賃公示二）

(厚生労働省・経済産業省、
省・国土交通省) 経済産業

産業

卷之三

卷一百一十一

○厚生労働省告示第百九号 薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十二条第一項の規定に基づき、生物学的製剤基準（平成十六年厚生労働省告示第百五十五号）の一部を次のように改正する。
平成二十年三月二十五日
○厚生労働大臣 妻添 要一 医薬品各条の部ボリエチレングリコール処理抗H.B.s人免疫グロブリンの条5・1の2中「HBs抗原陽性者」を「HBs抗原陽性者（HP移換施行開始（除く））」に改める。
○厚生労働省告示第百十号 薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第五項の規定に基づき、薬事法第二条第五项から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次のように改正する。
平成二十年三月二十五日
○厚生労働大臣 外添 要一 別表第1に次のように加える。 1968 体外衝撃波疼痛治療装置
○厚生労働省告示第二百十一号 薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第八項の規定に基づき、薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十七号）の一部を次のように改正する。
平成二十年三月二十五日
○厚生労働大臣 外添 要一 別表に次のように加える。 1183 体外衝撃波疼痛治療装置
○厚生労働省告示第二百十二号 薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第九十三条第一項の規定に基づき、薬事法施行規則第二百九十三条第一項の規定により厚生労働大臣が指定する設置管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第三百三十五号）の一部を次のように改正する。
平成二十年三月二十五日
○厚生労働大臣 外添 要一 別表に次のように加える。 239 体外衝撃波疼痛治療装置

○農林水産省告示第四百一十五号 薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十二条第一項の規定に基づき、動物用生物的製剤基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第二百五十六号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。
平成二十年三月二十五日
○農林水産大臣 若林 正俊 (次のよう)は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全部畜水産安全管理課及び都道府県に備え置いて縦覧に供する。
○農林水産省告示第四百一十六号 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和三十五年法律第百七十五号）第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関を登録したので、同条第三項の規定に基づき公示する。
平成二十年三月二十五日
○農林水産省告示第四百一十九号 農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第一百三十四条第三項の規定に基づき、平成十六年一月二十八日農林水産省告示第二百三十四条第三項の主務大臣が定める煙作物共済の共済目的の区分を定める件の一部を次のように改正し、平成二十年産の農作物から適用する。
平成二十年三月二十五日
○農林水産大臣 若林 正俊 別表中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。
○農林水産省告示第四百二十八号 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）第十四条の四第一項の規定に基づき、平成七年二月二十四日農林水産省告示第三百二号（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第十四条の四第一項の規定に基づき、財團法人北農会が認定に関する業務を行う事業所について、平成二十年四月一日をもってその所在地を次のとおり変更する届出があつたので、同条第二項の規定に基づき公示する。
平成二十年三月二十五日
○農林水産大臣 若林 正俊 北海道札幌市中央区北一条西七丁目
○農林水産省告示第四百二十八号 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）第十四条の四第一項の規定に基づき、平成七年二月二十四日農林水産省告示第三百二号（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第十四条の四第一項の規定に基づき、財團法人北農会が認定に関する業務を行う事業所について、平成二十年四月一日をもってその所在地を次のとおり変更する届出があつたので、同条第二項の規定に基づき公示する。
平成二十年三月二十五日
○農林水産大臣 若林 正俊 北海道札幌市中央区北三条西二丁目

○農林水産省告示第四百二十七号 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和三十五年法律第百七十五号）第十七条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十二条第一項の規定に基づき、平成二十年三月二十五日農林水産省告示第二百三十九号（農業災害補償法第百三十四条第三項の主務大臣が定める煙作物共済の共済目的の区分を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十年産の農作物から適用する。
平成二十年三月二十五日
○農林水産大臣 若林 正俊 北海道札幌市中央区北一条西七丁目
○農林水産省告示第四百二十九号 農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第一百三十四条第三項の主務大臣が定める煙作物共済の共済目的の区分を定める件の一部を次のように改正し、平成二十年産の農作物から適用する。
平成二十年三月二十五日
○農林水産大臣 若林 正俊 北海道札幌市中央区北三条西二丁目

○農林水産省告示第四百三十号 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林登録を定める。
平成二十年三月二十五日
○農林水産大臣 若林 正俊 北海道札幌市中央区北一条西七丁目
○農林水産大臣 若林 正俊 北海道札幌市中央区北三条西二丁目
○農林水産大臣 若林 正俊 北海道札幌市中央区北一条西七丁目